

- (2) 労働条件の改善について
- (3) 事務職員の配置について

## 第11節 不利益処分審査請求事件 及び損害賠償請求事件

2 11月12日

- (1) 人事委員会勧告の完全実施について
- (2) 賃金の大幅改善について
- (3) 昇任・昇格制度の改善について

### (1) 不利益処分審査請求事件

平成5年3月31日現在、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のものは7件であり、その概要及び進行状況等は下表のとおりである。

請求事件名	請求年月日	請求の内容	請求者	備考
懲戒処分取消請求事件	昭48 5 28	昭47 5 19の日教組統一行動に係る昭48 3 31付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校職員 419名	準備手続中
同上	昭49 3 30	昭48 4 27の日教組統一行動に係る昭49 1.24付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校職員 547名	同上
同上	昭50 4 24	昭49 4 11同4 13ストに係る昭50 2 22付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校教職員 49 4 11 394名 49 4 13 376名	同上
同上	昭52 5 9	昭50 12 10、51 3 9、51 4 20 ストに係る昭52 3 31付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校教職員 50 12 10 138名 51 3 9 36名 51 4 20 21名	同上
同上	昭57 4 12	昭56 11 25ストに係る昭57 3 20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 121名	同上
同上	昭58 7 28	昭57 12 1 6ストに係る昭58 7 20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 129名	同上
同上	昭60 3 29	昭59 10 26ストに係る昭60 3 20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校教職員 155名	同上

### (2) 損害賠償請求事件

事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平4(ワ)第115号)	平4 11 19	福島地裁 白河支部
事 件 内 容	緑川武は平成4年4月23日5、6校時の農業実習の休み時間中に、近藤亮、遠藤徹から暴行を受けた。この事故を契機に緑川武は他校に転校を余儀なくされ、このことによる精神的苦痛に対し、300万円の損害賠償を請求した。	
原 告	緑川武 ほか2名	被 告 福島県、近藤亮、遠藤徹 ほか4名
事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平4(ワ)第283号)	平4 9 21	福島地裁 郡山支部
事 件 内 容	原告の長男和光が平成3年4月23日の2校時の体育の授業中、百メートル全力疾走後に倒れ、救急車で病院に搬送されたが死亡した。この死亡について原告は、他の生徒が和光に対して首をしめる等の暴力を加えたためであるとして、9,300余万円の損害賠償を請求した。	
原 告	我妻 和博 敏枝	被 告 白河市